

# 消費生活

## No. 85

平成20年6月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階

### 特集

## □こんな相談がありました □成田消費者生活センターに おける平成19年度の相談概要



1年間消費者の代表として、また行政とのパイプ役として、モニター会議や研修会などを通じ、消費生活を向上させるためのお手伝いをしていきます。

今年は4月25日に委嘱状交付式を行い、これまでに3回のモニター会議を開催しました。

また、6月10日には、千葉県主催の「消費者フォーラムin千葉」に出席し、「私たちの星を守ろう！ちばからの発進」をテーマにした基調講演などに参加しました。

### ■モニター委嘱者（敬称略）

赤司 愛子(中台)	立松 友紀(加良部)
池田 雪博(東和田)	長南美登里(猿山)
大木 静江(玉造)	中村田鶴子(公津の杜)
大野瀬津子(高岡)	中村真智子(中台)
小川 典子(本城)	中山 明子(飯田町)
會田みち代(台方)	野村 寛(中台)
川瀬 敏恵(江奔須)	早川 陽子(飯伸)
衣笠 洋子(公津の杜)	林 咲子(囲護台)
関谷美砂子(囲護台)	星野芙美子(美郷台)
高松 裕美(玉造)	見通 美子(大袋)

# こんな相談がありました

消費者トラブルの事例と対処法を知って  
被害にあわないようにしましょう!!

# くら 情

## 訪問販売

### 点検商法

一人暮らしの母が「床下の点検に来た」と来訪した業者に「このままだと床下からの湿気で家が腐ってしまう。今日契約すると特別に安くする」と言われ、防湿材、床下換気扇を契約した。解約したい。

**契約例** 浄水器、ふとん類、排水管、住宅リフォームなど

\* 点検を口実に来訪し、消費者を不安にさせて不要な契約をさせる。

\* 慌てて契約しないで、家族とよく相談・検討する。

\* 契約書面受領後8日間はクーリング・オフできる。



### SF (催眠) 商法

「日用品を無料でもらえる」と友人に誘われ近くの空き店舗に行き、販売人の「欲しい人!」の声に手を上げて日用品をいくつかもらった。雰囲気盛り上がったところで「この磁気マットレス、いつもは40万円だけど今日だけ特別20万円!」と言われ思わず手を上げ契約してしまった。よく考えると高いので解約したい。

**契約例** ふとん類、電気治療器、健康食品など

\* 閉め切った会場に人を集め、日用品などを無料・格安で配り興奮状態にした後、高額な商品売りつける。

\* 安易に会場に行かないことが一番。

\* 契約書面受領後8日間はクーリング・オフできる。



## 電話勧誘販売

### 資格商法の二次被害

5年前に資格取得用教材を契約し支払済み。「まだ資格が取れていないので登録されたままである、修了手続きが要る」と職場にしつこく電話がある。

\* 以前の契約とは何の関係もなく、新たな教材などを契約させるものです。

\* 電話勧誘には「いりません」とはっきり断る。

\* 書面が届いたら、8日間はクーリング・オフできる。



# 通信販売

## 架空請求

民事提訴通知書が法律事務所名で届いた。「通信販売の購入代金が未納のため、民事訴訟の手続きをとる。連絡するように」と書いてある。覚えはないが心配。

- \* 身に覚えがなく、根拠のない請求は払う必要がありません。
- \* 法律事務所、弁護士名、住所、電話番号を実在しているかよく確認。
- \* こちらから連絡せず、新たな個人情報を教えない。
- \* 万一、裁判所からの通知が届いた場合には、放置せずに消費者センターに相談してください。

## 海外宝くじ

海外から「1000万円の賞金が当たりました。」とダイレクトメールが届いた。信用できる話だろうか。

- \* 申し込んでもいない海外宝くじに当選することはありえません。
- \* よく読むと購入申込みであったり、「当たる可能性がある」と書いていることが多い。
- \* クレジット番号は絶対知らせない。
- \* 国内で海外宝くじを買うのは法律違反。



# 利殖商法

## 未公開株

知らない業者から電話があり「近く上場する」「上場したら必ず儲かる」と勧誘され未公開株を240万円を買った。上場予定の時期を過ぎても上場しないし、最近は業者とも連絡が取れなくなった。

- \* 未公開株の販売等ができるのは、当該発行会社と金融庁に登録された証券会社に限られます。「無登録業者の勧誘にご用心!」
- \* 未公開株には譲渡制限がついているものが多く、株主の名義は発行会社の承認がなければ変更できません。
- \* 定年退職後の人や高齢者が狙われています。自分が理解できない取引には手を出さない注意が必要です。



## クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度を活用しよう!!

クーリング・オフとは、“頭を冷やしてよく考える期間”を意味します。右記のクーリング・オフ一覧表に当てはまるような契約の場合には、一定の条件のもとで、クーリング・オフ（無条件で契約解除）することができます。

### おもな法律によるクーリング・オフ規定

取引内容	期間
特定商取引法関係	
訪問販売	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供	8日間
マルチ商法	20日間
業務提携誘引販売取引	20日間
クレジット契約	8日間
海外先物取引	14日間

# 成田市消費生活センターにおける平成19年度の相談概要

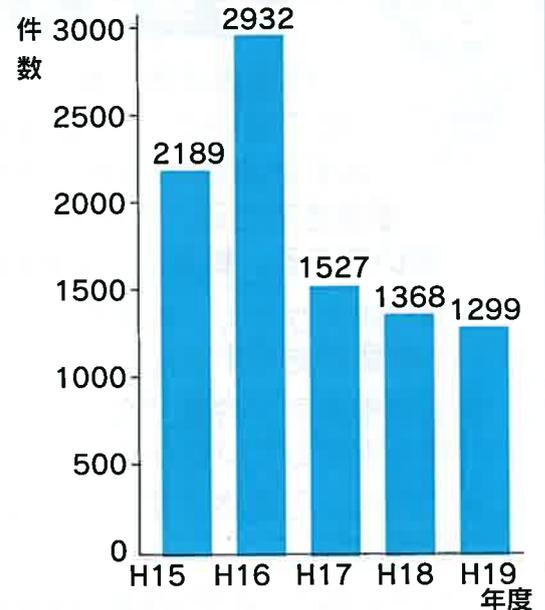
平成19年度、市の消費生活センターに寄せられた相談は1299件で、前年度より69件、5%減少しました。これはここ数年急増していた架空請求の相談が諸対策の効果もあり落ち着いてきたことによるものです。契約当事者の年齢は30歳代、20歳代が多く全体の40%を占めています。また、60歳代以上の方の相談も前年度に比べ増えています。

一番多かった相談は、架空請求ハガキや携帯電話・パソコン等の不当請求を含む「運輸・通信サービス」で、最近ではメールを悪用した新しい手口が出て悪質・巧妙化しています。

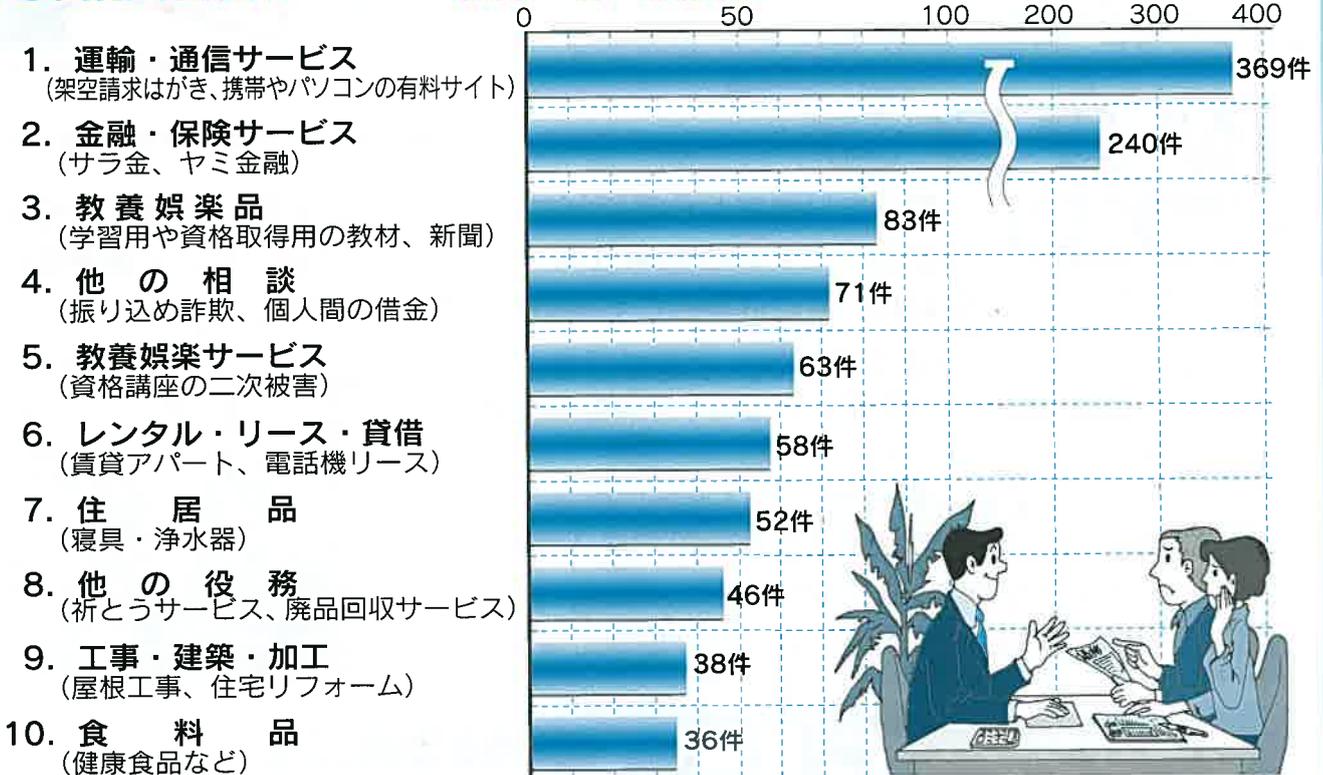
次に多かったのは多重債務や保険の不払い・見直しなどの相談の「金融・保険サービス」でした。

また、訪問販売、電話勧誘販売などの契約・解約トラブルの相談は依然多く、この他、大手外国語学校の解約・倒産に関する相談や、食品に関する問い合わせも寄せられました。

## ●相談件数の推移



## ●商品・役務(サービス)相談上位10分類



## 成田市消費生活センターは「暮らしの身近な窓口」です

暮らしの中のさまざまな相談を受け、消費者被害の救済・再発防止を図り、自立した消費者になるための支援を行っています。

消費生活に関するトラブルに巻き込まれたり、悩みを抱えてしまったら、ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください。

相談日時 / 月曜日～金曜日(土・日、祝日、年末年始を除く) 午前10時～正午・午後1時～4時

成田市消費生活センター (成田市役所2階) ☎23-1161